

下水道事業におけるウォーターPPP

導入検討に関する調査

実施要領

令和7年10月

守口市 環境下水道部 下水道課

目 次

1 調査の目的	1
2 本市下水道事業の概要	2
3 調査の手続き	5
4 留意事項	8
5 本調査における連絡先	8
別紙 1 守口市ウォーターPPP 導入検討概要書	
別紙 2 アンケート調査票	

1 調査の目的

守口市下水道事業は、昭和 26 年度に下水道の事業認可を受け、その後供用を開始し、令和 6 年 3 月末時点の整備面積は 1,145ha となっています。

下水道整備(汚水)は概成しており、これからは既存の下水道施設の老朽化対策等を念頭に計画的な維持管理の推進が課題となる中、技術職員の人材不足、下水道施設の老朽化、経費の増加、収入の減少など、公共下水道をとりまく経営状況や執行体制は厳しさを増していく状況にあります。

その対策として、官民連携によるウォーターPPP の導入を検討しております。

検討を進めるにあたり、民間事業者の皆さまの参入意向や事業スキームなどについての考え方を把握し、導入検討や事業者募集に係る各種条件を検討するため、サウンディング型市場調査(アンケート調査)を実施します。

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、今後の検討の参考にさせていただきたく、調査へのご協力をお願いいたします。

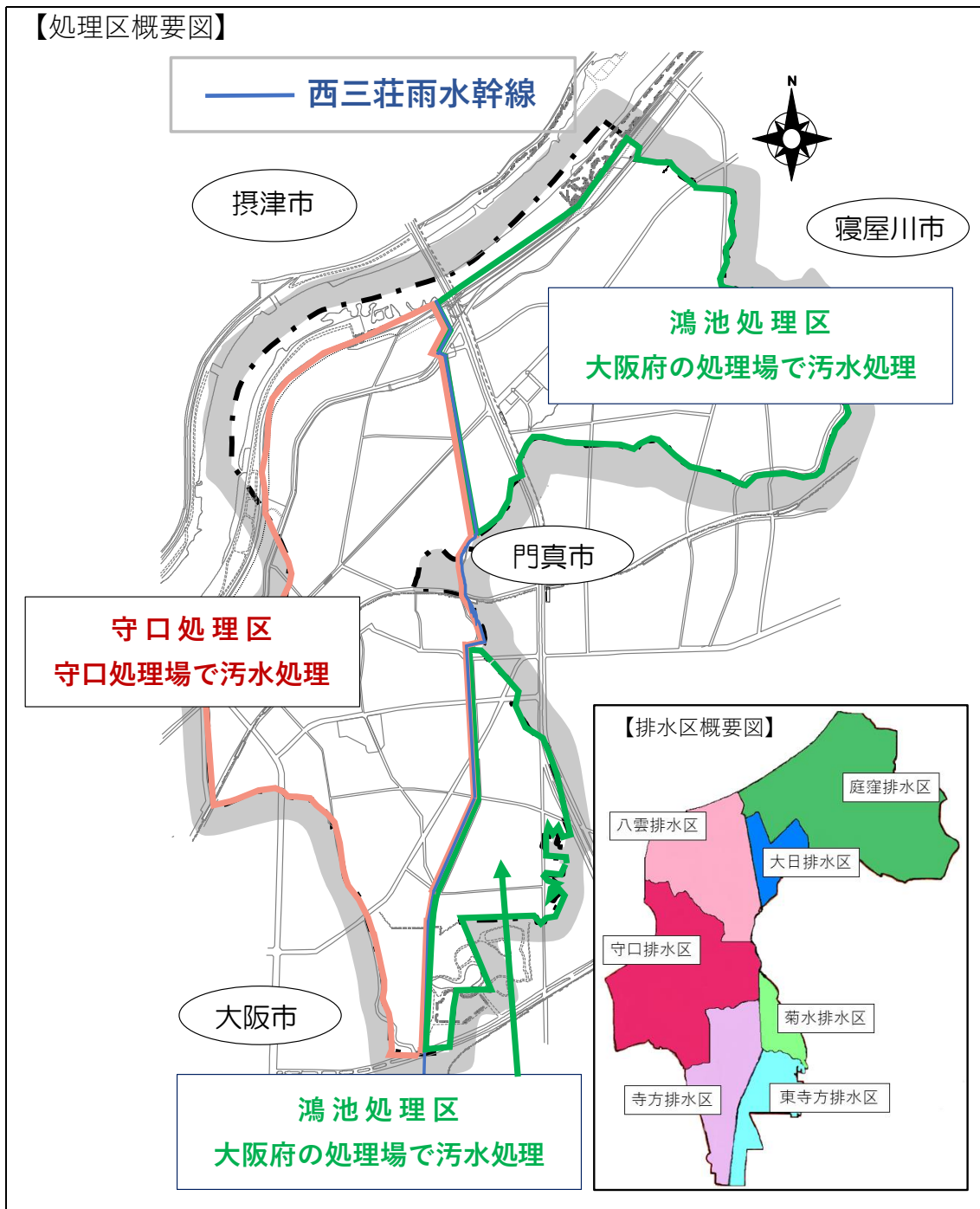
2 本市下水道事業の概要

本市の公共下水道は、昭和 26 年度(1951 年度)に下水道の事業認可(守口排水区 204ha)を受けました。現在は、市域のほぼ中央を南北に流れる西三荘雨水幹線を境に、西側の単独公共下水道の守口処理区と、東側の寝屋川北部流域関連公共下水道の鴻池処理区に 2 分されています。なお、守口処理区については、守口市下水終末処理場(以下、「守口処理場」という。)で汚水処理を行い、鴻池処理区については、大阪府の処理場で汚水処理を行っています。

(表 2-1) 下水道事業の現状

(令和 6 年 3 月 31 日時点)

事業認可年度	昭和 26 年度	
地方公営企業 法適用区分	一部適用 平成 27 年 4 月 1 日より	
現在処理区内人口	140,974 人	
現在処理区域面積	1,145.083ha	
流域下水道への 接続の有無	有(鴻池処理区) 大阪府寝屋川北部流域下水道(鴻池水みらいセンター) ※流域下水道とは、2 以上の市町村の区域から発生する下水を 排除し、処理場を有するもの。	
下水道使用料	区分	一般排水(0 m ³ ～200 m ³) 特定排水(201 m ³ ～) 公衆浴場排水
	20 m ³ あたりの使用料(1 ヲ月):2,055 円(税込)	



(図 2-1) 処理区及び排水区 概要図

(1)管渠

管渠は、雨水と家庭や工場などから出る污水（雨水と污水を併せて「下水」といいます。）を集めて、処理場まで運ぶ役目をします。

下水を集めて流す方法には、污水と雨水を同じ管渠で流す「合流式」と、污水と雨水を別々の管渠で流す「分流式」とがあり、本市では一部地域を除き「合流式」となっています。

昭和 26 年度より事業を始め、平成 13 年度には普及率が約 100%に達し、整備が完了しています。

(2)ポンプ場

下水は、管渠の勾配（傾斜）を利用し、自然流下によって処理場まで運ばれます。しかし、埋設される場所が地下深くなると、污水の処理や管渠の維持管理が著しく困難になってしまいます。

そのため、処理場へ到着する途中にポンプ場を設置し、下水を地表近くまで汲み上げて再び自然流下させることにより、污水の処理や管渠の維持管理を適切に行えるようにしています。

本市は、4 箇所にポンプ場があり、八雲ポンプ場、大枝ポンプ場、寺方ポンプ場は守口処理場へ下水を送るための施設で、梶ポンプ場は大阪府の流域下水道の処理場（鴻池水みらいセンター）へ下水を送っています。

（表 2-2）ポンプ場 概要

ポンプ場の 名称	供用開始年	敷地 面積 (㎡)	排水 面積 (ha)	1 分間の揚水量		摘要
				晴天時 最大 (㎡)	雨天時 最大 (㎡)	
八雲ポンプ場	昭和 44 年	1,430	183.29	14.6	698	守口 処理区
大枝ポンプ場	昭和 43 年 大枝第 1 ポンプ場 平成 3 年 大枝調整池 平成 6 年 大枝第 2 ポンプ場	6,300	286.10	39.2	530	
寺方ポンプ場	昭和 41 年	4,590	135.51	7.5	211	
梶ポンプ場	昭和 51 年	5,480	105.41	22.8	637	鴻池 処理区

(3)守口処理場

守口処理区で排水された下水は、守口処理場で微生物(活性汚泥)によって処理し、西三荘雨水幹線へ放流しています。

公共水域へ放流するため、守口処理場は水質基準を維持するよう 24 時間体制で稼働しています。

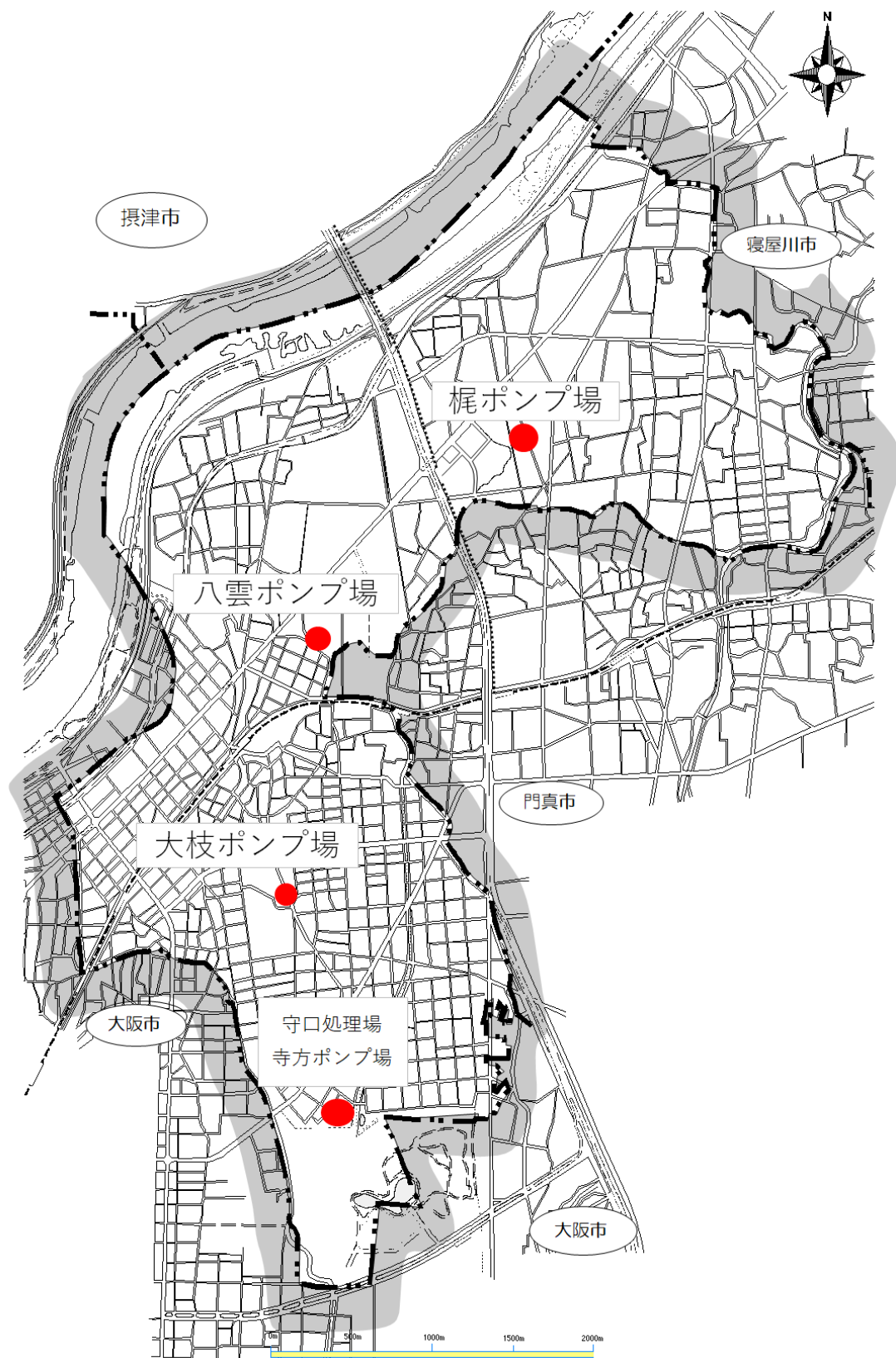
なお、守口処理場で下水を処理した際に発生する汚泥及び鴻池処理区で排水された下水は、大阪府の流域下水道の処理場(鴻池水みらいセンター)で処理しています。

(表 2-3)守口処理場 概要

位置	供用 開始年	敷地面積 (m ²)	処理方法	処理能力		計画処理 人口 (人)
				晴天時 最大 (m ³)	雨天時 最大 (m ³)	
A 系列 南寺方東通 1 丁目地内	昭和 47 年	21,900	標準活性 汚泥法	37,200	188,062	67,900
B 系列 大字高瀬 旧世木地内	平成元年	7,940		18,300	71,438	



(図 2-2)守口処理場



(図 2-3) ポンプ場及び守口処理場 位置図

3 調査の手続き

(1)調査の実施について

1)調査の対象者

本市下水道事業におけるウォーターPPP導入に関心のある民間企業または団体を対象とし、業種、業態、法人格の有無は問いません。ただし、次に掲げる項目全てを満たすことを条件とします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続きをおこなっていないこと
- ③ 書類提出時に法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団の構成員でないこと。また、その統制のもとにないこと。

2)調査の方法

本調査は、アンケート調査により実施いたします。別紙2「アンケート調査票」にご回答いただき、以下の通り提出してください。

3)調査のスケジュール

事 項	日 程
実施要領の公表	令和7年10月22日(水)
アンケート調査表の提出期間	令和7年10月22日(水)～11月28日(金)17時
実施結果概要の公表	令和8年2月以降

(2)アンケート調査の受付

別紙2「アンケート調査票」にご回答いただき、①の期間までに、原則、電子メールにてご提出ください。なお、調査票はエクセル形式のまま添付し、件名は【ウォーターPPP アンケート回答】としてください。電子メールでの回答が困難な方は、封筒に「ウォーターPPP アンケート回答在中」と記載の上、ご郵送ください(11月28日(金)17時必着)。

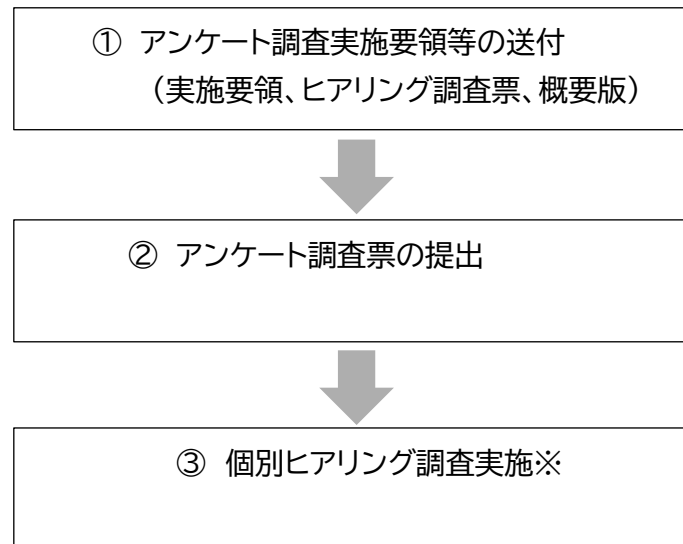
- ① アンケート調査票提出期間： 令和7年10月22日(水)～11月28日(金)17時
- ② 提出先：「5 本調査における連絡先」のとおり

(3)個別ヒアリングの実施

1) 調査フロー

ヒアリング調査は、①アンケート調査実施要領等の公表、②アンケート調査票の提出、③個別ヒアリング調査実施といった流れとなります。

また、それぞれの詳細は以下のとおりです。



※アンケート調査の回答内容等を踏まえ、個別ヒアリングを実施します。ヒアリングの対象となる事業者の方々には、改めて本市より日程調整等のご連絡をします。

なお、アンケートにご回答頂いた全ての事業者にヒアリングを行うわけではありませんので予めご了承ください。

また、HPに公表後、追加で意思表示があった事業者に対しても、ヒアリングを実施しますので、改めて日程調整等のご連絡をします。

2) 調査内容

ヒアリング調査は、1社1時間程度を想定しています。ヒアリング参加者は3名までとします。

調査の流れについては、事前に提出されたアンケート調査票に基づいて対話を進めさせていただきますが、調査票に記載されていない項目についての対話を妨げるものではありません。

また、ヒアリング冒頭に5分から10分程度でヒアリング対象者の業務内容や実績等についてご説明いただく予定です。

(4)調査結果概要の公表

本調査の実施結果については、令和8年2月に概要をホームページ等での公表を予定しています。

4 留意事項

- ①本調査は、今後の守口市におけるウォーターPPPの導入を含め、いかなる発注、計画等が行われることを保証するものではありません。
- ②この調査への参加実績が、今後の事業者公募等の参加条件及び評価の対象となることはありません。
- ③この調査での記載内容は、何ら法的拘束力を持つものではありません。あくまで記入時点での意見として承ります。
- ④アンケートご回答後も、必要に応じて対話(文書照会含む)を実施させていただくことがあります。その場合にはご協力をお願いいたします。
- ⑤本調査の回答にかかる費用等は事業者様のご負担とします。
- ⑥アンケート調査票提出日時締切後の調査票の修正については認めません。
- ⑦本調査で得られた情報は、ウォーターPPP 導入可能性検討以外の目的では利用いたしません。
- ⑧本調査の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。ただし、公表に当たっては、参加事業者の氏名・企業名等の特定がなされない形で公表し、企業ノウハウに係る内容は公表しません。
- ⑨個別ヒアリング調査においては、その実施日時について参加者の希望に添えない場合があります。
- ⑩個別ヒアリング実施時の録音・録画はご遠慮ください。

5 本調査における連絡先

【連絡先】

担 当 部 署： 守口市 環境下水道部 下水道課

住 所： 〒570-8666 守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号

電 話： 06-6992-1748

電子メール： gesuikan@city.moriguchi.lg.jp